

岡山県公報

行 山 県
岡山県岡山市内山下
二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

告 示 主 要 目 次

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正……………二五
- 農地法第三条第二項第五号の農地の権利取得面積及び同法第六条第一項第二号の小作地保有面積の一部改正……………二五
- 下水汚泥運搬の調達契約に係る指名競争入札参加資格者の資格審査要領の一部改正……………二六
- 屋外広告物の禁止地域、許可地域及び許可地域の種別の指定の一部改正……………二六
- (以上県例規集登載)
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………二七
- 指定管理者の指定……………二七
- 保安林の指定予定……………二七
- 保安林の指定の解除……………二七
- 道路の区域変更……………二八
- 道路の供用開始……………二八
- 漁船保険付保義務の消滅……………二八
- 指定居宅サービス事業者等の廃止……………二九
- 指定居宅サービス事業者等の指定に係る事項の変更……………三三
- 有害図書の指定……………三四
- 有害図書の推奨……………三四
- 優良図書の推奨……………三四
- 結核予防法に基づく医療機関の指定……………三五
- 結核予防法に基づく指定医療機関の辞退……………三五
- 結核予防法に基づく指定医療機関の名称等の変更……………三五
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了……………三五
- 農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更承認……………三六
- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧……………三六
- 議 会
- 岡山県議会情報公開条例の施行に関する規程の一部改正……………三六
- (県例規集登載)

告 示

●岡山県告示第百八十号
昭和四十一年岡山県告示第五百十三号(岡山県補助金等交付規則の規定による補助金

等の名称等の制定)の一部を次のように改正し、平成十七年度分の補助金から適用する。

平成十七年三月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

表農林水産部の部分収林整備高度化事業費補助金の項中「社団法人岡山県林業公社」を「社団法人おかやまの森整備公社」に改め、同項の次に次のように加える。

公社の森機能 増進総合事業 費補助金	公社が行う森林の公益的機能の維持増進 事業に対する 支援	社団法人 おかやまの 森整備 公社	1 公社の森機能 増進事業 2 公社の森機能 増進運営事業 3 公社の森機能 維持管理事業	補助基本額の十分 の十以内
--------------------------	------------------------------------	----------------------------	--	------------------

●岡山県告示第百八十一号

昭和三十四年岡山県告示第二百八十八号(農地法第三条第二項第五号の農地の権利取得面積及び同法第六条第一項第二号の小作地保有面積)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一の表岡山市の項中「旧御休村、(大字)」を「旧御休村(大字)」に改め、「高野」の下に「中牧、下牧、旧宇甘東村、旧布都美村、旧瀬崎町」を、「旧大井村」の下に「平成十七年三月二十一日現在の御津町のうち大字北野、大字中牧及び大字中山、旧宇垣村、旧金川町、旧五城村、旧宇甘西村」を加え、「昭和二十五年二月一日現在の岡山市」を「旧岡山市」に改め、「牟佐」の下に「旧葛城村、旧郷内村」を加え、同表総社市の項中「旧富山村」の下に「平成十七年三月二十一日現在の山手村」を加え、「旧新本町」を「旧新本村」に改め、「うち大字上林」の下に「平成十七年三月二十一日現在の清音村」を加え、同表備前市の項中「旧西鶴山村」を「旧和氣郡鶴山村、旧三國村」に、「旧東鶴山村」を「旧邑久郡鶴山村」に改め、「旧三石町」の下に「旧神根村、旧吉永町(大字吉永中を除く。)」を加え、「旧伊里町」を「旧伊里村、平成十七年三月二十一日現在の日生町、旧吉永町のうち大字吉永中」に改め、同表中御津町、日生町、吉永町、瀬崎町、清音村、山手村、中央町及び旭町の項を削り、久米南町の項の次に次のように加える。

美 咲 町	旧加美町(大字西幸字表木を除く。)、旧三保村(大字錦織字北を除く。)、旧打穴村、旧大井和村、平成十七年三月二十一日現在の旭町	五〇
南和気村	旧加美町のうち大字西幸字表木、旧北和気村、旧南和気村	四〇
村 旧三保村のうち大字錦織字北、旧吉岡村、旧飯岡		三〇

一の表棚原町の項を削る。

二の表岡山市の項中「旧藤田村」の下に「旧布都美村」を加え、「昭和二十七年三月三十一日現在の岡山市」を「旧岡山市」に、「旧財田町」を「旧財田村」に、「昭和三十一年三月三十一日現在の足守町」を「旧足守町」に改め、「旧日近村」の下に「旧五城村、旧灘崎町」を、「旧岩田村」の下に「旧金川町、旧宇垣村、旧宇甘東村、旧宇甘西村、旧葛城村、旧郷内村」を加え、同表総社市の項中「旧富山村」の下に「平成十七年三月三十一日現在の山手村及び清音村」を加え、同表備前市の項中「旧伊里町」を「旧伊里村」に改め、「旧三石町」の下に「平成十七年三月三十一日現在の日生町及び吉永町」を加え、同表中御津町、日生町、吉永町、灘崎町、清音村、山手村、棚原町及び中央町の項を削り、久米南町の項の次に次のように加える。

美咲町		
旧打穴村、旧大井和村、旧加美町	七〇アール	
旧南和気村、旧北和気村、旧三保村、旧井和村、旧倭文西村	六〇アール	
旧飯岡村、旧吉岡村、旧江与味村、旧西川村	五〇アール	

二の表旭町の項を削る。

●岡山県告示第百八十二号

下水汚泥運搬の調達契約に係る指名競争入札参加資格者の資格審査要領（平成十六年岡山県告示第百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

第四条第一項第一号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に、「東京法務局長」を「法務局長」に改め、同項第二号中「地方振興局長」を「県民局長」に改める。

附 則

この告示は、平成十七年四月一日から施行し、この告示による改正後の下水汚泥運搬の調達契約に係る指名競争入札参加資格者の資格審査要領の規定は、同日以後の申請に係る資格審査について適用する。

●岡山県告示第百八十三号

屋外広告物の禁止地域、許可地域及び許可地域の種別の指定（平成元年岡山県告示第百五十七号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

別表第一県道清音真金線の項中「山手村」を「総社市」に改め、同表国道四二九号（旧総社市道天原山線・旧山手村道農免道線）の項中「（旧総社市道天原山線・旧山手村道農免道線）」を削り、「村道岡谷線」を「市道岡谷線」に、「山手村岡谷」を「総社市岡谷」に改め、同表山手村道農免道線の項中「山手村」を「総社市」に改める。

別表第二国道三〇号の項中「灘崎町境（灘崎町西七区）」を「玉野市境（玉野市東高

崎）」に改め、同表国道五三号の項中

津香隧道（御津町中山地内）	県道妹尾御津線との交差点（御津町宇垣地内）	岡山市御津町境（御津町中山地内）
県道御津佐伯線との交差点（御津町金川地内）	国道四八四号との交差点（建部町大田地内）	

を

岡山市建部町吉田地内	国道四八四号との交差点（建部町大田地内）	岡山市建部町吉田地内
------------	----------------------	------------

に、「中央町」を「美咲町」に改

め、同表国道一八〇号の項中「隧道」を「隧道」に改め、同表国道二五〇号の項中「日生町寒河」を「備前市日生町寒河」に、「日生町境」を「穂浪備前市日生町日生境」に、「日生町日生」を「備前市日生町日生」に改め、同表国道四二九号の項中「山手村」を「総社市」に改め、同表広域農道児島湾線の項中「灘崎町境（灘崎町西七区）」を「玉野市境（玉野市南七区）」に改め、同表県道妹尾御津線の項を削り、同表県道穂浪吉永停車場線の項中「吉永町」を「備前市吉永町」に改め、同表県道清音真金線の項中「清音村」を「三輪総社市清音柿木」に、「山手村」を「総社市」に改め、同表県道水別総社線の項中「山手村水別」を「総社市水別」に、「山手村境（山手村）」を「真壁総社市西郡境（総社市）」に改め、同表山陽本線の項中「吉永町和気町境（和気町）」を「備前市和気町境（備前市）」に改め、同表津山線の項中「中央町」を「美咲町」に、「御津町境（御津町中牧）」を「建部町境（建部町西原）」に改め、同表伯備線の項中「清音村境（清音村黒田）」を「総社市境（総社市清音柿木）」に、「清音村境（清音村柿木）」を「三輪総社市清音柿木境（総社市清音柿木）」に改め、同表赤穂線の項中「日生町寒河」を「備前市日生町寒河」に、「日生町境」を「穂浪備前市日生町日生境」に、「日生町日生」を「備前市日生町日生」に改め、同表本四備讃線の項を削る。

附 則

この告示は、平成十七年三月二十二日から施行する。

●岡山県告示第百八十四号

屋外広告物の禁止地域、許可地域及び許可地域の種別の指定（平成元年岡山県告示第百五十七号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

第三号(1)イ中「湯原町」を「真庭市」に、「八束村」を「真庭市」に改め、同(1)ロ中「八束村道」を「真庭市道」に改め、同(1)ニ中「川上村鳥取県境から中和村鳥取県境」を「鳥取県境（真庭市蒜山上徳山地内）から鳥取県境（真庭市蒜山別所地内）」に改める。

別表第二中国縦貫自動車道の項中「作東町」を「美作市」に、「哲西町」を「新見市哲西町」に改め、同表中国横断自動車道岡山米子線の項中「川上村」を「真庭市蒜山」に改め、同表国道一七九号の項中「作東町」を「美作市」に、「美作町」を「美作市」に改め、同表国道一八一号の項中「勝山町」を「真庭市」に、「村道」を「市道」に、「美甘村」を「真庭市」に、「久世町」を「真庭市」に改め、同表国道一八二号の項中「哲西町」を「新見市哲西町」に改め、同表国道三三三号の項中「芳井町境」を「芳井町堀江境」に、「勝山町岡」を「真庭市岡」に、「湯原町仲間」を「真庭市仲間」に、「湯原町田羽根」を「真庭市田羽根」に、「町道」を「市道」に、「落合町」を「真庭市」に、「勝山町湯原町境（勝山町）」を「真庭市見尾真庭市真賀境（真庭市）」に、「湯原町禾津」を「真庭市禾津」に、「八束村」を「真庭市蒜山」に改め、同表国道三七三号の項中「大原町」を「美作市」に改め、同表国道三七四号の項中「英田町」を「美作市」に、「美作町」を「美作市」に改め、同表国道四二九号の項中「大原町」を「美作市」に、「東栗倉村」を「美作市」に改め、同表国道四八二号の項中「中和村」を「真庭市蒜山」に、「川上村」を「真庭市蒜山」に改め、同表県道大山上福田線の項中「川上村」を「真庭市蒜山」に改め、同表県道蒜山高原線の項中「川上村」を「真庭市蒜山」に、「八束村」を「真庭市蒜山」に改め、同表県道作東大原線の項中「作東町」を「美作市」に、「大原町」を「美作市」に改め、同表伯備線の項中「神郷町」を「新見市神郷」に改め、同表姫新線の項中「作東町」を「美作市」に、「勝山町」を「真庭市」に、「美作町」を「美作市」に、「落合町」を「真庭市」に改め、同表芸備線の項中「哲西町」を「新見市哲西町」に改め、同表智頭線の項中「大原町」を「美作市」に改める。

附 則

この告示は、平成十七年三月三十一日から施行する。

●岡山県告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十三年岡山県告示第五百三十三号岡山県南広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十七年三月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
総 社 市	岡山県南広域都市計画道路事業 三・四・総四百一 総社駅前線	平成十三年十月三十日 から 平成十八年三月三十一 日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

●岡山県告示第百八十六号

岡山県笠岡陸上競技場条例（平成十六年岡山県条例第五十四号）第十三条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

平成十七年三月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 管理を行わせる施設

笠岡市平成町六三番地の二

岡山県笠岡陸上競技場

二 指定管理者となる団体

笠岡市中央町一番地の一

笠岡市

三 指定の期間

平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

●岡山県告示第百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成十七年三月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 保安林予定森林の所在場所

津山市加茂河井字ケ市五六四、五七一、六〇八、六〇九

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●岡山県告示第百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十七年三月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 解除に係る保安林の所在場所

岡山市西大寺一宮字宮城山八九五の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●岡山県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 津山智頭八東線
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
津山市加茂町知和字木割場五五三番一	地先から津山市加茂町山下字八丁坂三七五番一	新	二・〇 （五・〇）	八四六・〇
津山市加茂町知和字木割場五五三番一	地先から津山市加茂町山下字六郎谷三八一番一	新	五・〇 （五・〇）	八五・〇
津山市加茂町知和字木割場五五三番一	地先から津山市加茂町山下字六郎谷三八一番一	旧	五・〇 （一四・〇）	八五・〇

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 九幡東岡山停車場線
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
岡山市政津三七五番一	地先から岡山市政津二二三番一	新	九・四 （三・〇）	四三〇・〇
岡山市政津二二三番一	地先から岡山市松新町六八二番一	旧	九・四 （三・〇）	四三〇・〇

旧	新
五・〇 （二・五）	六・〇 （九・六）
四三〇・〇	一七二・〇

●岡山県告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

道路の種類	路線名	区	間	供用開始年月日
県道	津山智頭八東線	津山市加茂町知和字木割場五五三番一	津山市加茂町山下字八丁坂三七五番一	平成十七年三月十八日
県道	九幡東岡山停車場線	岡山市政津三七五番一	岡山市松新町六八二番一	平成十七年三月十八日

●岡山県告示第百九十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成十三年岡山県告示第百二十七号（日生、頭島、九幡、津田、鉾立、玉野、日比、琴浦、下津井、黒崎、寄島、笠岡市大島及び神島加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成十七年三月十五日限り、消滅した。

平成十七年三月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

加入区の名称

- 日生加入区
頭島加入区
九幡加入区
津田加入区
鉾立加入区
玉野加入区
日比加入区
琴浦加入区

下津井加入区
黒崎加入区
寄島加入区
笠岡市大島加入区
神島加入区

●岡山県告示第百九十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条及び第八十二条の規定により、次の事業を廃止した旨の届出があった。

平成十七年三月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 区分

指定居宅サービス事業者

二 事業所の名称及び所在地

1 名称

支援センター とらや

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町小林一九〇一

三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社 とらや

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町小林一九〇一

四 廃止年月日

平成十七年二月二十八日

五 介護保険事業所番号

三三七二八〇〇二五四

六 サービスの種類

訪問介護

一 区分

指定居宅サービス事業者

二 事業所の名称及び所在地

1 名称

支援センター とらや

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町小林一九〇一

三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社 とらや

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町小林一九〇一

四 廃止年月日

平成十七年二月二十八日

五 介護保険事業所番号

三三七二八〇〇三一二

六 サービスの種類

福祉用具貸与

一 区分

指定居宅サービス事業者

二 事業所の名称及び所在地

1 名称

哲多町訪問介護事業所

2 所在地

岡山県阿哲郡哲多町本郷五七四番地の一

三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人哲多町社会福祉協議会

2 所在地

岡山県阿哲郡哲多町本郷五七四番地の一

四 廃止年月日

平成十七年三月三十一日

五 介護保険事業所番号

三三七三三〇〇一三〇

六 サービスの種類

訪問介護

一 区分

指定居宅サービス事業者

二 事業所の名称及び所在地

1 名称

哲多町訪問入浴介護事業所

2 所在地

岡山県阿哲郡哲多町本郷五七四番地の一

三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人哲多町社会福祉協議会

2 所在地

- 四 廃止年月日
岡山県阿哲郡哲多町本郷五七四番地の一
平成十七年三月三十一日
- 五 介護保険事業所番号
三三七三〇〇一四八
- 六 サービスの種類
訪問入浴介護

- 一 区分
指定居宅サービス事業者
- 二 事業所の名称及び所在地
- 1 名称
哲多町通所介護事業所
- 2 所在地
岡山県阿哲郡哲多町本郷六六四番地の一
- 三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地
- 1 名称
社会福祉法人哲多町社会福祉協議会
- 2 所在地
岡山県阿哲郡哲多町本郷五七四番地の一
- 四 廃止年月日
平成十七年三月三十一日
- 五 介護保険事業所番号
三三七三〇〇一五五
- 六 サービスの種類
通所介護

- 一 区分
指定居宅サービス事業者
- 二 事業所の名称及び所在地
- 1 名称
成和産業株式会社 岡山福祉事業所
- 2 所在地
岡山県岡山市大内田八二八―四
- 三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地
- 1 名称
成和産業株式会社
- 2 所在地
広島県広島市西区商工センター一―二―一九

- 四 廃止年月日
平成十七年三月三十一日
- 五 介護保険事業所番号
三三七〇一〇一五四九
- 六 サービスの種類
福祉用具貸与

- 一 区分
指定居宅サービス事業者
- 二 事業所の名称及び所在地
- 1 名称
グッドライフ岡山介護センター
- 2 所在地
岡山県岡山市横井上二一―一
- 三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地
- 1 名称
医療法人 南風会
- 2 所在地
岡山県岡山市横井上二一―一
- 四 廃止年月日
平成十七年三月三十一日
- 五 介護保険事業所番号
三三七〇一〇五三七五
- 六 サービスの種類
福祉用具貸与

- 一 区分
指定居宅サービス事業者
- 二 事業所の名称及び所在地
- 1 名称
あいあいクリニックサービスセンター
- 2 所在地
岡山県岡山市中央町一番二―号
- 三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地
- 1 名称
医療法人 和楽会
- 2 所在地
岡山県倉敷市児島味野六丁目一番一〇号
- 四 廃止年月日

五 平成十七年三月三十一日
介護保険事業所番号
三三七〇一〇六八七八

六 サービスの種類
通所介護

一 区分

指定居宅サービス事業者
事業所の名称及び所在地

1 名称

御津町社会福祉協議会ホームヘルパーステーション

2 所在地

岡山県御津郡御津町字垣一二二七―二 御津町老人福祉センター内

三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人 御津町社会福祉協議会

2 所在地

岡山県御津郡御津町字垣一二二七―二 御津町老人福祉センター内

四 廃止年月日

平成十七年三月三十一日

五 介護保険事業所番号

三三七二一〇〇一九二

六 サービスの種類
訪問介護

一 区分

指定居宅サービス事業者
事業所の名称及び所在地

1 名称

御津町社会福祉協議会デイサービスセンター

2 所在地

岡山県御津郡御津町字垣一二二七―二 御津町老人福祉センター内

三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人 御津町社会福祉協議会

2 所在地

岡山県御津郡御津町字垣一二二七―二 御津町老人福祉センター内

四 廃止年月日

平成十七年三月三十一日

五 介護保険事業所番号
三三七二一〇〇二〇〇

六 サービスの種類
通所介護

一 区分

指定居宅サービス事業者
事業所の名称及び所在地

1 名称

灘崎荘デイ・サービスセンター

2 所在地

岡山県児島郡灘崎町彦崎二三〇〇

三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人 翔洋会

2 所在地

岡山県児島郡灘崎町彦崎二三〇〇

四 廃止年月日

平成十七年三月三十一日

五 介護保険事業所番号

三三七二五〇〇五二

六 サービスの種類
訪問介護

通所介護

一 区分

指定居宅介護支援事業者
事業所の名称及び所在地

1 名称

星成育(ケア) 居宅介護支援事業所

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町東三成二〇三九―一

三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社 星成

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町東三成二〇三九―一

四 廃止年月日

平成十七年三月一日

五 介護保険事業所番号 三三七二八〇〇二七〇	一 区分 指定居宅介護支援事業者 事業所の名称及び所在地	1 名称 社会福祉法人 北房町社会福祉協議会居宅介護支援事業所 2 所在地 岡山県上房郡北房町下皆部二五八番地 三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地	1 名称 社会福祉法人 北房町社会福祉協議会 2 所在地 岡山県上房郡北房町下皆部二五八番地 四 廃止年月日 平成十七年四月一日 五 介護保険事業所番号 三三七三一〇〇〇二七	一 区分 指定居宅介護支援事業者 事業所の名称及び所在地	1 名称 哲多町在宅介護支援センター居宅介護支援事業所 2 所在地 岡山県阿哲郡哲多町本郷五七四番地の一 三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地	1 名称 社会福祉法人 哲多町社会福祉協議会 2 所在地 岡山県阿哲郡哲多町本郷五七四番地の一 四 廃止年月日 平成十七年三月三十一日 五 介護保険事業所番号 三三七三三〇〇一〇六	一 区分 指定居宅介護支援事業者
-----------------------------------	---	---	--	---	--	---	-----------------------------

二 事業所の名称及び所在地 1 名称 広虫荘居宅介護支援事業所 2 所在地 岡山県赤磐市沢原一三九五番地 三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地	1 名称 社会福祉法人 広虫荘 2 所在地 岡山県赤磐市沢原一三九五番地 四 廃止年月日 平成十七年三月三十一日 五 介護保険事業所番号 三三七三二〇〇一四一	一 区分 指定居宅介護支援事業者 事業所の名称及び所在地	1 名称 御津町社会福祉協議会 介護支援なかよし 2 所在地 岡山県御津郡御津町宇垣一二二七一二 御津町老人福祉センター内 三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地	1 名称 社会福祉法人 御津町社会福祉協議会 2 所在地 岡山県御津郡御津町宇垣一二二七一二 御津町老人福祉センター内 四 廃止年月日 平成十七年三月三十一日 五 介護保険事業所番号 三三七二二〇〇〇五一	一 区分 指定居宅介護支援事業者 事業所の名称及び所在地	1 名称 リリーフセンター 2 所在地 岡山県岡山市谷万成一六一五
--	--	---	---	---	---	--

- 三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地
- 1 名称
有限会社 メディカルサービス
 - 2 所在地
岡山県岡山市谷万成一六一五
- 四 廃止年月日
平成十七年二月二十八日
- 五 介護保険事業所番号
三三七〇一〇〇三三五
-
- 一 区分
指定居宅介護支援事業者
- 二 事業所の名称及び所在地
- 1 名称
あいあいクリニック介護相談室
 - 2 所在地
岡山県岡山市中央町一〇二一
- 三 届出者の名称及び主たる事務所の所在地
- 1 名称
医療法人 和楽会
 - 2 所在地
岡山県倉敷市児島味野六一一〇
- 四 廃止年月日
平成十七年三月三十一日
- 五 介護保険事業所番号
三三七〇一〇六八四五
- 岡山県告示第百九十三号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条及び第八十二条の規定により、次のとおり変更の届出があった。
平成十七年三月十八日
- 岡山県知事 石 井 正 弘
- 一 区分
指定居宅サービス事業者
- 二 届出者の名称及び主たる事務所の所在地
- 1 名称
合資会社ありがとう
 - 2 所在地
岡山県赤磐郡山陽町桜が丘西九丁目三番一八号
- 三 変更前の事業所の名称及び所在地

- 一 名称
ヘルパーステーションありがとう
- 二 所在地
岡山県赤磐郡山陽町桜が丘西九丁目三番一八号
- 四 変更の内容
- | | |
|------|----------------------|
| 変更事項 | 事業所の所在地 |
| 変更後 | 岡山県赤磐郡山陽町桜が丘西八丁目三番一号 |
- 五 介護保険事業所番号
三三七二二〇七五二
- 六 サービスの種類
訪問介護
-
- 一 区分
指定居宅サービス事業者
- 二 届出者の名称及び主たる事務所の所在地
- 1 名称
株式会社ダイレック
 - 2 所在地
岡山県倉敷市児島神田町二五八八一
- 三 変更前の事業所の名称及び所在地
- 1 名称
アイディールサポート訪問介護事業所
 - 2 所在地
岡山県倉敷市児島下の町五一六一三〇
- 四 変更の内容
- | | |
|------|-----------------------------|
| 変更事項 | 事業所の所在地 |
| 変更後 | 岡山県倉敷市児島赤崎一〇一四三 エトワールワーク一〇一 |
- 五 介護保険事業所番号
三三七〇二〇三八三二
- 六 サービスの種類
訪問介護
- 一 区分
指定居宅介護支援事業者

二 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合資会社 ありがとう

2 所在地

岡山県赤磐郡山陽町桜が丘西九丁目三番二八号

三 変更前の事業所の名称及び所在地

1 名称

指定居宅介護支援事業所 ありがとう

2 所在地

岡山県赤磐郡山陽町桜が丘西九丁目三番二八号

四 変更の内容

変更事項

事業所の所在地

変更後

岡山県赤磐郡山陽町桜が丘西
八丁目三番一号

五 介護保険事業所番号

三三七二二〇六六一

●岡山県告示第百九十四号

岡山県青少年保護育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十二条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある興行を次のとおり指定する。

平成十七年三月十八日

番号

種別

映画

5366

5367

岡山県知事

石井 正弘

制作又は配給社

オーピー映画

人妻の秘密 覗き覗かれ

●岡山県告示第百九十六号

岡山県青少年保護育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。

番号

図書名

1

2

3

4

5

6

あらいくんとブタのおたところさん

犬ぞりの少年

いえでででんしゃはこしょうちゅう？

樹のことばと石の封印

ミルクウイード

お天気おねえさんのお仕事

著者

たかやまえいこ

J・R・ガーディナー

久米 穰 訳

あきの あつこ

富安 陽子

ジュリー・スピネリ

真壁 茂樹 訳

発行所

金の星社

文研出版

新日本出版社

借成社

理論社

PHP研究所

対象

小学生（低）

小学生（中）

小学生（高）

中学生

中学生

中学生

番号

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

月刊誌

グレッグ・イ・Vol.69

URECCO ga1 4月号

URECCO 4月号

海賊No.1 4月号

COMICゲツチャ 4月号

Chussuベシナル 4月号

ペントジャパン 4月号

ホイッパ 4月号

CD・DVD-ROM

付き雑誌

i P I 4月号

PC・GIGA 4月号

岡山県知事

石井 正弘

発行所等

バウハウス

ミリオンド

ミリオンド

ミリオンド

ミリオンド

ミリオンド

ミリオンド

ミリオンド

ミリオンド

ミリオンド

●岡山県告示第九十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定による医療機関を次のとおり指定した。
平成十七年三月十八日

指定年月日	指定番号	名 称	所 在 地	岡 山 県 知 事
平成一七・四・一	三九一三	医療法人平野同仁会	津山第一病院	石 井 正 弘
〃 〃 〃	三九一四	医療法人平野同仁会	津山第一クリニック	
			〃 田町一五〇	

●岡山県告示第九十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定による指定医療機関について次のとおり辞退の申出を受理した。
平成十七年三月十八日

指定辞退年月日	指定番号	指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	岡 山 県 知 事
平成一七・一・一四	三〇三四	平成 二・七・二〇	榎本眼科医院	笠岡市中央町三六一一	石 井 正 弘
〃 〃 〃	一七八五	〃 六・七・一	医療法人平野同仁会	津山第一病院	
				津山市田町一五〇	

●岡山県告示第九十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定による医療機関の名称等について次のとおり変更の届出を受理した。
平成十七年三月十八日

変更の別	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	岡 山 県 知 事
名称	赤磐郡医師会病院	赤磐医師会病院	平成一七年三月七日	石 井 正 弘
				医療機関の所在地 赤磐市下市一八七一

公 告

（二六）次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。
平成十七年三月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市河本字砂田三九六一二、三九五一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市山陽五丁目五一三八
小宮山 学

三 許可番号

岡山県指令建指第六一二号

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

笠岡市西大島字栗山三九五八一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

三 許可番号

岡山県指令建指第五二〇号

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町大字前瀉字拾壱ノ割七〇一一〇、七〇一一一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町大字若宮三五四五一六

三 許可番号

岡山県指令建指第七九三号

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡山手村大字西郡字大道下八四七一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡山手村大字地頭片山一七一

財団法人山手村農業公社

理事長 風早 豊源
許可番号

岡山県指令建指第六六一号

(二五) 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成十七年三月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 農地保有合理化事業を行う者の名称
財団法人あばグリーン公社
- 二 変更する農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
研修等事業
- 三 変更承認年月日
平成十七年二月二十二日

(二六) 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年三月十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 届出事項の概要
大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 生活協同組合おかやまコープ コープ林田
所在地 津山市林田一七二二ほか
- 二 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 生活協同組合おかやまコープ
住所 岡山市奉還町一丁目七番七号
代表者の氏名 理事長 吉永 紀明
- 三 変更事項
(変更前)
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時(生活協同組合おかやまコープ及び株式会社しまむらに限る。)
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後九時
(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時四十五分から午後九時十五分まで

(変更後)

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時(生活協同組合おかやまコープに限る。)
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十時(生活協同組合おかやまコープに限る。)
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から午後十時三十分まで

4 変更年月日
平成十七年四月一日

二 届出年月日
平成十七年三月十日

三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間
(1) 平成十七年三月十八日から平成十七年七月十八日まで(岡山県産業労働部経営支援課)
- (2) 平成十七年三月十八日から平成十七年三月三十一日まで(津山地方振興局総務振興部総務振興課)

2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び津山地方振興局総務振興部総務振興課

議 会

●岡山県議会告示第一号

平成十四年岡山県議会告示第一号(岡山県議会情報公開条例の施行に関する規程)の一部を次のように改正する。

平成十七年三月十八日

岡山県議会議長 千 田 博 通

様式第三号、様式第四号及び様式第九号中「する」とを「し、若しくは田から陸揚げして6箇月以内は、岡山県を産地としてこの決定の取消しの訴えを提起し、又はこれらにいずれについておこなうこと」に改める。

附 則

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

正 則

(二三) 平成十六年四月一日岡山県規則第五十二号(岡山県事務処理規則の一部改正)に誤りがあった。

公報頁・行

六・終わってから

15 手数料の減免及び選付の決定

誤

正

15 手数料の減免及び選付の決定（16に掲げるものを除く。）

16 証明事務手数料の減免の決定（岡山県証明事務手数料条例（昭和31年岡山県条例第5号）第4条）

○

○

（三）平成十七年三月十一日岡山県告示第百七十二号（道路の供用開始）に誤りがあつた。

公報頁・段・行

誤

正

一九四・下・六

三月十一日

三月十六日